第16期第9回島根海区漁業調整委員会

日 時:令和5年8月28日(月)14:00~15:30

場 所:松江市千鳥町20 ホテル白鳥 大宴会場 鳳凰の間

出席委員の氏名:福田 薫 (1番)、樋野 博實 (2番)、堀 浩之 (3番)、

寺本 太 (4番)、倉田 健悟 (5番)、小川 喜美夫 (6番)、

月森 久樹 (7番)、永松 正則 (8番)、渡邉 恭郎 (9番)、

矢倉 淳 (10番)、福島 充 (11番)、青山 善一郎 (12番)、

梅田 信男 (13番)、中東 達夫 (14番)

欠席委員の氏名:大野 賢三 (15番)

1. 開 会

(事務局長が開会及び会の成立を宣言)

2. 挨 拶

【議 長】省略

【染川次長】省略

3. 議事

- (1) 共同漁業、定置漁業及び区画漁業の免許申請について (諮問)
- (2) 定置漁業の保護区域の設定について(協議)
- (3) 知事許可漁業の制限措置等及び許可の申請期間を定めることについて(諮問)
- (4) 島根県資源管理方針の変更について(諮問)
- (5) 知事管理漁獲可能量の変更について(報告)
 - ① 令和4管理年度 さば類
 - ② 令和5管理年度 まいわし
- (6) 令和5年度全漁調連(日本海ブロック会議)への要望事項について
- (7) その他 逐条解説漁業法の配布について

4. 議事の概要

【事務局長】(議事に入る旨宣言。議長に議事進行を依頼。)

【議 長】(議事録署名人として小川 喜美夫(6番)、月森 久樹(7番)を指名。)

(1) 共同漁業、定置漁業及び区画漁業の免許申請について (諮問)

〔水産課 説明〕

【議 長】ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がありますでしょうか。

【委員一同】 (意見等無し)

【議長】それでは、本件については、異議ない旨、答申することといたします。

(2) 定置漁業の保護区域の設定について(協議)

〔事務局 説明〕

【議 長】本件につきまして、御質問や御意見がありますでしょうか。

【委員一同】 (意見等無し)

【議 長】それでは、本件については、指示を発動することといたします。

(3) 知事許可漁業の制限措置等及び許可の申請期間を定めることについて(諮問)

「事務局 説明」

【議 長】この件につきまして、御質問や御意見がありますでしょうか。

【委員一同】 (意見等無し)

【議 長】それでは、本件については、異議ない旨を答申いたします。

(4) 島根県資源管理方針の変更について (諮問)

〔事務局 説明〕

【議 長】この件につきまして、御質問や御意見がありますでしょうか。

【月森委員】いつだったか水産庁の方が来られて協議をしましたね、TACの話を。この 魚種、載っとったと思います。ただ、私らは個人的には底びきを生業にしとるもんで すから、底びきの基本は混獲なんですね。こういったカレイとかニギスは一緒に入る わけですね。例えばTACで縛られて、これ以上獲っちゃいけませんよとなると、も う網で陸に上がったときには、船の上ではもう魚はみんな死んでるんですね。そうし ますと、その海域はほかの魚も一緒に入るということで、もうできないということに なる、売れない。無駄な魚を殺してしまうということになりますね。そういったことは、やっぱり水産庁はもうちょっと勉強されないといかんと思いますね。我々は、これをのむということは、私は地元に帰られませんよ、これでオーケー出すということはね。これはね、死活問題になりますから、これはもうちょっと県のほうも頑張ってもらわないかんと思いますよ。

【事務局】御意見ありがとうございます。今回の島根県資源管理方針の変更は、TAC管理を始めますというものではなくて、別紙3として、TAC魚種以外の魚種について、資源管理の方針をこういった方向でやっていきますというものを追加するという手続でして、これを追加したから必ずTAC管理に移行するというものでは全然ございません。TAC管理への移行につきましては、底びき魚種としての特性を水産庁に対してしっかり今も伝えているんですけれども、そういったことをやって漁業者の理解を得た上でTAC管理については進んでいくということになっておりますので、そこはまだそういったわけじゃないので大丈夫ですということになります。

【月森委員】それでは、よろしくお願いいたします。

【中東委員】資源管理の目標という言葉を使う場合と、資源管理の方向性というのがありますけど、イメージとしてはそんな感じかなと思うんですけど、具体的には目標という場合は、数量的なものを具体的に示すという意味でよろしいんですかね。

【事務局】そうですね、そういったイメージになるのかなと思いますけど、国の言う資源管理の目標というのは、MSY水準、MSYを達成する親魚量というのが資源評価結果に基づいて示されまして、そこが目標だと。親魚量をここまで増やしますというのが基本的な目標ですね。魚種によってそこが多少、考え方が変わったりするんですけれども、親魚量をこの水準まで増やすというのが目標ということになります。具体的な数字が示されます。

【中東委員】そうすると、23ページで4つパターンがありますけれど、1はMSY公表、これはもうTAC魚種にも非常に近いと。4になると数量的にはまだまだいう感じ、そういったイメージで考えておけばいいんですかね。ただ、21ページの一番下のカタクチイワシ、ウルメイワシ、これは一番、具体的にTACに近くて、その次がアカガレイとか、そういう話になるんですかね。

【事務局】まさにそのとおりで、国のほうで順番に段階的に進めていってるのですけど、 それが一番最初に進んでいるのがカタクチイワシ、ウルメイワシで、こちらについて も来年1月までにTAC化するという方針が国のほうから示されていなければ、今回、別紙3を定めたかもしれないですけれども、もう国のほうのスケジュールで来年1月からのTAC化に向けて国の方針、別紙2を策定する方向性が明確に示されておりますので、それを待って、今回は県の別紙は定めずに国の別紙2が定められた段階で県別紙1、TAC魚種としての別紙を定めるほうが、手間が少ないかなということで、県別紙3を定めてから県別紙1に変えるとなると、1つ余分な手続が出てきますので、そういったスケジュール感でやらせていただきましたので、仮に国のTAC化のスケジュールが遅れて、今度の12月海区で県別紙1を定める必要がないとなれば、必要があれば県別紙3として、ウルメ、カタクチについても変更するというような形が必要になるかもしれないんですけれども、資源管理協定を定めるのに必要な魚種について別紙3を定めなければいけないということなので、その協定の対象魚種にカタクチ・ウルメがなっていなければ定める必要は特にないので、そこら辺はまた必要に応じてということになります。

【中東委員】関連しますけど、別紙の扱いで1、2、3いうのがありますけど、感じとしては1が一番資源調査が進んで、2はその次で、3はまだまだこれからいうイメージがあるんですけど、実際には2はなしで、次回のTACもいきなり1にぽんと入ってしまう。2というのは実際には定めるパターンはあるのかないう。さっきのアカガレイにしても、2を飛び越して多分3になるんですかね。その辺の扱いはどうなのか。ただ手間暇の問題になるのか。そこがちょっとよく分からない。

【事務局】国次第というところがあります。国が資源管理の方向性を定めたら、それに従って、TAC魚種に関しては国が別紙2を定めたら県が別紙1を定めるという手続になります。会長がおっしゃったように、MSYに基づく資源評価結果が示されたら、国はもうすぐに、なるべく早くTAC化をしたいというような方向を今、示しているところがあって、MSYが示されたらTAC魚種になるというようなことであれば、会長がおっしゃるように国の別紙2は定められないので、一足飛びに別紙3から別紙1という形に県のほうも動く形になります。少し立ち止まって、TAC魚種にはしないけれどもMSYは出るという資源ができたら、そうした場合には国が別紙3を定めるので、県もそれに従って別紙2を定めるということに、1段階クッションを置くことになるんですけれども、国が別紙3を定めないと県が別紙2を定めるというのは手続上あり得ないので、そこは国次第ですね。国が立ち止まって、MSYを出されたん

だけれどもTAC魚種にはせずに資源管理をしていきますということになれば、県の別紙2を策定するという手続が出てくると思います。今は国のほうでそういった別紙3を定めたことがないので、島根県においてはですね、国際資源のある太平洋側では県別紙に定めている事例もあるんですけれども、TAC魚種に準ずるというか、普通の資源についてそういった事例はないということになります。

【中東委員】ありがとうございました。私ばかり聞いてもあれなので。 そのほかございますでしょうか。

【渡邉委員】前年度、TACなんですけど、サバがかなりいっぱいになって、前々回です か、質問させてもらったですけど、国からも前倒しのトン数をもらって、そして鹿児 島からも数量をもらいましたけど、あれはどっからでももらえるということじゃなく て、対馬暖流系の関係じゃないともらえないとか、やっぱり条件があるんですね。T AC自体は国が決めてるんで、太平洋のほうでサバが不足しとるというのが報道であ りまして、サバが不足しておるのに何でTACがこちらのほうはいっぱいなんかとい うことをよく聞かれるんですけど、そこら辺で国のほうも、ほかのほうからも多いと ころに数量をもらえるとかということができる、今の現状では多分できないと思うん ですけど。その問題と、それと、まき網の場合は混獲で、今、月森さんも心配された ように、かなり混獲がありまして、今度、ウルメとかもTACの魚種になりますよね。 そうすると、まき網やっとるほとんどの魚種がTACということで、心配しているの が、前回ありました、サバのときに、浜田の場合はうち1ヶ統しかまき網がもうない んですけど、全部選別しますんで、きちっとしたトン数が出るんですね。境港で揚げ てる隠岐の、海区は違うんですけど、あの船はトラックスケールということで、多分、 船からの報告でトン数が出てくると思うんですけど、かなり曖昧な数量が出てきとる ような気もせんでもないんですけど、そこら辺の、県のほうが数量をどういうふうに 報告を受けて管理しているかというところもちょっとお聞かせ願いたいと思います。

【事務局】御質問ありがとうございます。まず、サバのTACの融通が太平洋側と日本海側ですね、対馬系とまたいでできないものかというような御質問が1つ目だったと思うんですけども、そちらは渡邉委員がおっしゃったように、現状できません。異なる系群としてTACを別々に算出されており、そういったまたいだ管理というのは資源管理上、できるものではないというのが今の制度になってございます。

ただ、昨年、実際の資源に対して前年度に出された評価に基づくTACの数量が非常に

小さかったと。また次の議題でTACの変更について御報告させていただくんですけれども、そういった実態があって、非常に国全体として窮屈な管理を強いられたというところがあって、国のほうでもそういった資源評価のぶれに対応して、何とか必要以上に漁業者の皆さんに厳しい管理を強いるようなことにならないように、制度の変更できることがないかということで検討してくださっているところでございます。なので、何か改善ができるようになるんじゃないかということで期待しておりますので、また制度的な変更がございましたら御報告をさせていただきますので、非常に昨年、まき網の皆さんには厳しい管理に御協力いただいたということで感謝したいと思うんですけれども、もうしばらく、そこの制度の変更についてはお待ちください。よろしくお願いします。

それで、数量の報告につきましては、渡邉委員がおっしゃったように、浜田は選別をしてキログラム単位で正確な数字であって、境のほうはトラックスケールということで多少曖昧な部分があるというのは御指摘のとおりかと思いますけれども、どさっと何百トンというものを全部より分けて正確に算出するというのも、なかなか現実問題できるものじゃないというので、我々としても1つの課題かなとは思ってはいるんですけれども、市場の仕切りに基づいて数量を把握するというのしか現状できていないのが実態でございます。

ただ、多少、毎回の計量で多い少ないのばらつきがあっても、1か月、1年で平均すればかなり近い値になって報告はできているんじゃないかなと思います。一日一日で見れば、多少それは誤差があると思うんですけれども、サバがちょっと多く出てしまった日があれば、逆にマイワシ、マアジが多く出てしまった日というのがあって、押し並べて平均すればそれなりの数字が出ているんじゃないかなということで理解しているところです。浜田に比べて境の数字が多少誤差があるというのは御指摘のとおりかと思います。

【議 長】そのほかありますか。それでは、ほかにないようでございましたら、本件については、異議ない旨、答申いたします。

(5) 知事管理漁獲可能量の変更について (報告)

- ① 令和4管理年度 さば類
- ② 令和5管理年度 まいわし

〔事務局 説明〕

【議 長】ただいまの説明につきまして、御質問等ございますでしょうか。

【委員一同】 (意見等無し)

【議 長】ございませんようでしたら、ただいまのは報告ということでございました。

(6) 令和5年度全漁調連(日本海ブロック会議)への要望事項について

〔事務局長 説明〕

- 【議 長】ただいまの説明につきまして、御質問や御意見がありますでしょうか。
- 【渡邉委員】今一番問題になってる処理水問題ですね、ここの辺が出さなくても多分どっかから出てくるんだろうと思うんですけど、処理水問題。それは別段、日本海のほうは直接問題にしなくてもいいかもしれませんけど、風評被害で魚が売れなくなるという問題からすると、やっぱり全国の漁業者の問題にはなると思うんですけど、そこの辺の問題のことを。
- 【事務局長】分かりました。おそらく出てくるとは思いますけれども、ブロック会議の中でも少し話題に上げて議論の対象にするように、私がブロック会議に出る予定にしておりますので、議論の対象になるようにしたいと思っております。
- 【議 長】そのほかございますか。ないようでございますので、これ特に書いてません けど、実質協議ということでございますので、本件については、案のとおり提出する ことといたします。

その他、事務局から情報提供等ございますでしょうか。

(7) その他 逐条解説漁業法の配布について

【事務局長】連合海区を開催した際に隠岐海区の池田委員から、逐条解説漁業法という参考図書を海区委員の漁業法への理解を深めるため配布してはどうかとの提案がございました。事務局で検討した結果、予算的にも対応できそうでしたので、本日委員の皆様にお配りをしたいと思っております。今、事務局の方からお配りしたのが逐条解説漁業法という本でございます。それで、少し私の方から中身についてご紹介をさせていただきたいと思います。3ページをお開きになっていただけますでしょうか。ここで第1章総則と書いてございます。漁業法は第1条から198条までございまして、色々と細かい技術的なことが書いてございます。けれども、一番大切なことが書いてある

のが第1条の目的でございます。上から6行目のところ読んでみます。法第1条の目 的と法第2条で定義付けられる概念は極めて重要なものであるという風に書いてあり まして、この目的のところは非常に重要だということでございます。ではその第1条 の目的がどのように書いてあるかと言いますと、この3ページの中ほどのところで四 角で囲ってあるところに第1条が書いてございます。この四角に囲ってあるところの 6 行目のところに水面の総合的な利用を図り、もって漁業生産力を発展させることを 目的とするとなってございます。それから387ページもお開きになっていただけますで しょうか。387ページから海区漁業調整委員会について解説をされております。これの 6 行目のところを読んでみますと、法第134条の漁業調整委員会は、国や都道府県とと もに法の目的を達成するために、各種の行政事務を執行する行政委員会であると記載 されておりまして、漁業調整委員の皆さんは漁業生産力の発展を実現するために議論 をしていただくと、そういう必要があるということになります。で、これはつまりど ういうことかと申しますと、各委員ですね、漁業者委員であれば沿岸漁業に従事され ている方、それから定置に従事されている方、それからまき網などの沖合漁業に従事 されている方、いろいろいらっしゃるんですけれども、それぞれ立場に違いがあって ですね。利害もあるかと思いますが、海区漁業調整委員としましては、漁業法の目的 である漁業生産力の発展、言い換えれば島根の漁業生産力を最大限に引き出すという 目的を第一に考え、議論していただく必要があるということになります。島根の漁業 生産力を最大限に引き出すという目的を委員会の議論の柱にしていただきながら、こ の本ではいろいろと漁業法の技術的なことが解説されておりますので、時間がある時 で結構ですので、内容を確認していただき今後の委員会における建設的な議論をして いただくための参考資料としてご活用いただければと思っておりますので、よろしく お願いいたします。

我々はこの逐条解説を右手左手に持ちながら仕事をしているようなところもあります。 なかなか法律はとっつきにくいところもあるかもしれませんけれども、漁業法は皆さ んの生活に直結する部分もありますので、参考にしていただければと思いますのでよ ろしくお願いいたします。

【渡邉委員】漁業法は変わることはあるか。

【事務局長】細かくは変わる可能性があるけれども、平成30年の改正で大きく変わっていますので、2-3年で大きく変わるということはまずないと思います。

【議 長】それでは、以上で予定した全ての議題を終了しましたが、せっかくですので、 全体を通して何か御質問等がございましたら、よろしくお願いします。特にありませ んでしょうか。

そうしましたら、以上をもって議事を終了いたします。

事務局から次回の開催予定について説明をよろしくお願いします。

【事務局長】次回は、TAC関係の、マイワシ、マアジのTAC設定に関わる諮問などを 御審議いただくため、12月頃に開催を予定しておりますので、また日程調整させて いただきますので、皆さんよろしくお願いいたします。

5. 閉 会

【議 長】 (閉会を宣言 15:30)

県職員及び事務局員として出席した者の職・氏名

農林水産部	次長	染川	洋
水産課	課長	横田	幸男
	課長補佐	池田	博之
	主任技師	新宅	祐児
沿岸漁業振興課	主任	白石	陽平
東部農林水産振興センター	水産部長	爲石	起司
	水産課長	曽田	一志
	主任	富田	賢司
西部農林水産振興センター	水産部長	小谷	孝治
	主任	渡邉	至誠
水産技術センター	所長	安木	茂
島根海区事務局	事務局長	原	修一
	主任書記	高橋	一郎
	主任書記	渡邊	朋英
	主任書記	寺谷	俊紀

以上、議事のてん末を記し、その相違ないことを認証する。

令和5年8月28日

議 長 中東 達夫

議事録署名者 小 川 喜美夫

議事録署名者 月森 久樹